東京大学事務組織規則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第１５１号
沿革

（この規則の目的）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則第１８条及び第４５条の規定に基づき、東京大学の事務組織に関し、必要な事項を定める。

（本部の事務組織）

第２条　本部の事務組織として、教育研究推進業務又は法人業務に応じ別表第１の第２欄に掲げる課及び監査課を置く。

２　前項の課に課長を置き、理事を補佐し１又は２以上の課を統括させるため、別表第１の第１欄に掲げる部長を置く。部長を補佐し、部長の所掌する事務を整理させるため、次長を置くことができる。

３　前項に定めるもののほか、総長又は理事が特に命じる事項を担当させるため、担当部長又は担当課長を、それぞれ置くことができる。

４　前２項に定めるもののほか、総長又は理事が特に命じる専門的事項を担当させるため、上席チーフエキスパート又はチーフエキスパートを置くことができる。

５　第１項の課には、チームその他の必要な組織を置くことができる。

６　前各項に関し、所掌事務その他必要な事項は、総長が別に定める。

（教育研究部局等の事務組織）

第３条　別表第２の第１欄の教育研究部局等（東京大学病院、附属図書館、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び教育学部附属中等教育学校をいう。以下同じ。）に、第２欄の教育研究部局等の事務を行うための事務組織として、第３欄に掲げる事務部又は事務室を置き、このうち課を置くべきものに、第４欄に掲げる課を置く。

２　前項に定めるところのほか、空間情報科学研究センターの事務を行うための事務組織として柏地区研究センター支援室を置き、別表第３に掲げる数個の教育研究部局等に共通する事務を行うための事務組織として柏地区共通事務センターを置く。

３　第１項の事務部及び課に、それぞれ事務部に事務部長又は事務長、課に課長、事務室に事務室長を置く。

４　第２項の柏地区共通事務センターに事務長を、柏地区研究センター支援室に事務室長をそれぞれ置き、別表第３に掲げる教育研究部局等の連携及び調整を図り、並びに柏地区共通事務センターを統括させるため、柏地区事務機構長を置く。

５　前２項に定めるもののほか、特定の事項を担当させるため、第１項の事務部及び第２項の柏地区共通事務センターに担当課長を置くことができる。

６　前３項に定めるもののほか、特定の専門的事項を担当させるため、第１項の事務部、課及び事務室並びに第２項の柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターにチーフエキスパートを置くことができる。
７　第１項の事務部、課及び事務室並びに第２項の柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターには、それぞれ係その他の必要な組織を置くことができる。
８　前各項に関し必要な事項は、総長が定める。
（教育研究部局等の所掌事務）
第４条　前条第１項の事務部、課及び事務室並びに同条第２項の柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターにおける所掌事務及びその事務分掌については、当該事務部又は事務室が置かれる教育研究部局等の規則（同条第２項の事務組織の場合には、所掌する教育研究部局等の協議による規則）で定める。
２　前条第３項及び第４項の事務部長、事務長及び事務室長は、前項の規則の制定又は改廃があったときは、別に通知するところにより、本部総務課に届け出るものとする。
第５条　総合研究博物館の事務は、本部博物館事業課において処理する。
２　大学総合教育研究センターの事務は、本部学務課において処理する。
３　情報基盤センターの事務は、本部情報戦略課において処理する。
４　高大接続研究開発センターの事務は、本部入試課において処理する。
５　国際高等研究所の事務は、本部学術振興企画課において処理する。
６　文書館の事務は、本部総務課において処理する。
７　相談支援研究開発センターの事務は、本部学生相談支援課において処理する。
８　グローバル教育センターの事務は、本部国際教育推進課において処理する。
９　多様性包摂共創センターの事務は、本部ダイバーシティ推進課において処理する。
１０　グリーントランスフォーメーション戦略推進センターの事務は、本部ＧＸ推進課において処理する。
（この規則の改廃）
第６条　この規則の改廃は、役員会の議決を経て、総長が行う。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成１６年７月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成１７年７月１日から施行し、改正後の東京大学事務組織規則の規定は、第３条及び別表第２医学部附属病院の項の規定を除き、平成１７年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年１０月２７日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年１０月４日から施行し、改正後の東京大学事務組織規則の規定は、平成１９年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年１月１１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年１０月１８日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第１

	１．部長の名称	２．課の名称
教育研究推進業務	教育・学生支援	学務、学生支援、奨学厚生、学生相談支援、入試、国際教育推進
	研究推進	学術振興企画、研究資金戦略、研究倫理推進、国際研究推進、博物館事業
	産学協創	協創、協創企画
	社会連携	社会連携企画、社会連携推進、ディベロップメント
	産学連携法務	産学連携推進、産学連携法務、出資事業支援
	環境安全衛生	安全衛生、環境安全
	情報システム	情報戦略、情報支援、情報環境、情報基盤、ＤＸ推進
法人業務	経営企画	経営戦略、国際戦略、IR データ、ＧＸ推進、ダイバーシティ推進
	総務	総務、法務、コミュニケーション戦略
	人事	人事企画、人材育成、労務・勤務環境
	財務	財務、経理、決算、契約
	施設	施設企画、計画、保全、環境
	資産活用推進	資産企画、資産活用
	リスク・コンプライアンス統括	リスク・コンプライアンス、研究インテグリティ・セキュリティ推進

別表第２

１．事務組織を置く教育研究部局等	２．所掌する教育研究部局等	３．事務組織の名称	４．課の名称
東京大学病院	東京大学病院	東京大学病院事務部	総務課、人事労務課、管理課、経営戦略課、研究推進課、医療運営課、医事課
附属図書館	附属図書館	附属図書館事務部	総務課、情報管理課、情報サービス

			課、柏地区図書課
低温科学研究センター	低温科学研究センター	低温科学研究センター事務室	
アイソトープ総合センター	アイソトープ総合センター	アイソトープ総合センター事務室	
法学政治学研究科	法学部、法学政治学研究科、公共政策学研究部・公共政策学教育部、未来ビジョン研究センター	法学政治学研究科等事務部	
医学系研究科	医学部、医学系研究科	医学部・医学系研究科事務部	
工学系研究科	工学部、工学系研究科、情報理工学系研究科	工学系・情報理工学系等事務部	学務課、研究推進課、国際推進課、情報図書課、総務課、財務課
人文社会系研究科	文学部、人文社会系研究科	文学部・人文社会系研究科事務部	
理学系研究科	理学部、理学系研究科、素粒子物理国際研究センター、環境安全研究センター	理学系研究科等事務部	総務課、学務課、経理課
農学生命科学研究科	農学部、農学生命科学研究科	農学部・農学生命科学研究科事務部	総務課、経理課、教務課、研究推進課
経済学研究科	経済学部、経済学研究科、公共政策学研究部・公共政策学教育部	経済学研究科等事務部	
総合文化研究科	教養学部、総合文化研究科、数理科学研究科	教養学部等事務部	総務課、経理課、教務課、学生支援課、図書課

教育学研究科	教育学部、教育学研究科、教育学部附属中等教育学校	教育学部・教育学研究科事務部	
薬学系研究科	薬学部、薬学系研究科	薬学部・薬学系研究科事務部	
新領域創成科学研究科	新領域創成科学研究科	新領域創成科学研究科事務部	
情報学環	情報学環・学際情報学府	情報学環・学際情報学府事務部	
医科学研究所	医科学研究所、医科学研究所附属病院	医科学研究所事務部	管理課、研究支援課、病院課
地震研究所	地震研究所	地震研究所事務部	
東洋文化研究所	東洋文化研究所	東洋文化研究所事務部	
社会科学研究所	社会科学研究所	社会科学研究所事務部	
生産技術研究所	生産技術研究所、地球環境データコモンズ	生産技術研究所事務部	総務課、経理課
史料編纂所	史料編纂所	史料編纂所事務部	
定量生命科学研究所	定量生命科学研究所	定量生命科学研究所事務部	
宇宙線研究所	宇宙線研究所	宇宙線研究所事務部	
物性研究所	物性研究所	物性研究所事務部	
大気海洋研究所	大気海洋研究所	大気海洋研究所事務部	
先端科学技術研究センター	先端科学技術研究センター	先端科学技術研究センター事務部	
国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構	国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構	カブリ数物連携宇宙研究機構事務部	
国際高等研究所ニューロインテリジ	国際高等研究所ニューロイン	ニューロインテリジェンス国	

ェンス国際研究機構	テリジェンス国際研究機構	際研究機構事務部	
国際高等研究所新世代感染症センター	国際高等研究所新世代感染症センター	新世代感染症センター事務部	

別表第３

教育研究部局等
新領域創成科学研究科、宇宙線研究所、物性研究所、大気海洋研究所、国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構、空間情報科学研究センター

沿革

東京大学事務組織規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第９章　事務組織及び所掌事務
沿革情報
◆平成１６年０４月０１日　役員会議決
◇平成１６年０６月１７日
◇平成１７年０６月２４日
◇平成１７年０９月３０日
◇平成１７年１０月２４日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０３月３０日
◇平成１８年０６月２１日
◇平成１９年０６月２１日
◇平成１９年０８月３０日
◇平成１９年１０月０４日
◇平成２０年０３月３１日
◇平成２１年０３月２６日
◇平成２１年０６月１８日
◇平成２２年０１月１２日
◇平成２２年０３月２５日
◇平成２２年１２月２２日
◇平成２３年０１月１１日
◇平成２３年０３月２８日
◇平成２３年０６月２３日
◇平成２４年０３月２９日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０３月２８日
◇平成２６年０６月２６日
◇平成２７年０３月２６日
◇平成２８年０３月２３日
◇平成２８年０９月２９日

◇平成２９年１０月２６日
◇平成２９年１２月０７日
◇平成３０年０３月２９日
◇平成３１年０３月２２日
◇令和　元年０９月３０日
◇令和０２年０１月３０日
◇令和０２年０３月２６日
◇令和０３年０３月１８日
◇令和０４年０３月２４日
◇令和０４年１０月１８日
◇令和０５年０３月２３日
◇令和０６年０３月２１日
◇令和０７年０３月２７日
◇令和０８年０３月１９日
◇令和０８年０９月１５日